

おおい町 J R 小浜線利用促進親子列車旅行助成事業助成金交付要綱

〔 平成 23 年 7 月 12 日
告示第 97-2 号 〕

改正 平成 27 年 4 月 1 日告示第 112 号
平成 30 年 7 月 5 日告示第 180 号
令和 2 年 4 月 1 日告示第 131 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、次代を担う子どもたちが親子で J R 小浜線を利用することにより、地域の生活路線としての重要な交通機関であることへの認識と親子の絆を深めるとともに、町民のより一層の J R 小浜線の利用促進と町唯一の駅である J R 若狭本郷駅での販売促進を図るため、J R 小浜線を利用し親子列車旅行を実施した者に対するおおい町 J R 小浜線利用促進親子列車旅行助成事業助成金の交付に関して、おおい町補助金等交付規則（平成 18 年おおい町規則第 32 号）及びおおい町まちづくり課所管補助金等交付要綱（平成 18 年おおい町告示第 18 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) J R きっぷ 各 J R の普通列車の普通車自由席を利用する「乗車券」、特別急行券・急行券・グリーン券・寝台券などの「特別車室券」等の J R 若狭本郷駅又は J R 小浜駅を発着駅としたきっぷ（定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券、I C カード、入場券を除く。）をいう。
- (2) 親子 本町に住所を有する中学生以下の子とその親（子の親に限らず祖父母等当該子から 3 親等以内の親族を含む。ただし、兄弟姉妹や未成年同士の組み合わせを除く。）をいう。
- (3) 親子列車旅行 親子で列車により旅行することをいう。

(助成の対象者)

第 3 条 助成の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) J R きっぷ購入の日から助成金交付申請兼交付請求書の提出日の間、本町に住所を有している親子とする。
- (2) J R 若狭本郷駅で発行する J R きっぷを購入し、販売証明を受け、J R 小浜線を利用し親子列車旅行をした親子とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として助成対象としない。

(1) 親子列車旅行の変更、中止等によりきっぷの払い戻し等を受けた場合

(2) おおい町まちづくり課所管補助金等交付要綱に定める J R 小浜線団体乗車券購入費補助金の対象となる場合

(3) 販売証明が受けられない J R きっぷを購入した場合、若しくは購入駅での販売証明のない場合

(4) 助成対象者及び助成対象者が属する世帯の者に町税の滞納がある場合
(助成金の交付基準)

第 4 条 助成金の額は、親子列車旅行に要した J R きっぷ購入費合計の 2 分の 1 の額 (1 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。) とし、 2 0 , 0 0 0 円を限度とする。ただし、親子列車旅行の行程において、他の交通手段を利用することにより J R 列車利用区間が連続しなくなった場合は、 J R 若狭本郷駅又は J R 小浜駅を基点とした連続する区間の J R きっぷの購入費合計を助成の対象とする。

2 助成金の交付は、親子列車旅行をした世帯を単位に毎年度 1 回限りとする。ただし、当該親子が別の世帯であるときは、親と子のそれぞれの世帯において親子列車旅行をした世帯とみなす。

(交付申請等)

第 5 条 助成対象者が助成を受けようとするときは、 J R 若狭本郷駅で J R きっぷを購入した際に販売証明を受けた、おおい町 J R 小浜線利用促進親子旅行助成金交付申請書兼助成金請求書 (様式第 1 号) に親子列車旅行をした当該親 (以下「申請者」という。) が次の書類を添えて、親子列車旅行実施後 2 0 日以内に町長に提出しなければならない。

(1) 旅行日及び旅行したことがわかるもの

(助成金の交付決定等の通知)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請について審査し、おおい町 J R 小浜線利用促進親子列車旅行助成事業助成金交付・不交付決定通知書 (様式第 2 号) により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 7 条 前条の規定により決定された助成金は、申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 不正な手段により交付決定を受けたとき。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、おおい町 J R 小浜線利用促進親子列車旅行助成事業助成金交付決定取消通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第 9 条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還させるものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、旅行期間中に平成 23 年 7 月 20 日以後の日を含む親子列車旅行について適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日告示第 112 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のおおい町 J R 小浜線利用促進親子列車旅行助成事業助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この告示の施行の際、旧要綱様式第 1 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 30 年 7 月 5 日告示第 180 号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のおおい町 J R 小浜線利用促進親子列車旅行助成事業助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この告示の施行の際、旧要綱様式第 1 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日告示第 131 号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

おおい町 J R 小浜線利用促進親子列車旅行助成事業
助成金交付申請書兼助成金請求書

年 月 日

おおい町長 様
申請者 住 所 おおい町 _____
氏 名 _____ ④
電話 番 号 _____

私は、下記のとおり J R 若狭本郷駅で発行する J R きっぷを購入し、販売証明を受け、J R 若狭本郷駅又は J R 小浜駅を発着とした親子列車旅行を実施しましたので、おおい町 J R 小浜線利用促進親子旅行助成事業助成金交付要綱第5条の規定により申請します。また、同一世帯員のものを含む町税の納付状況等について調査することに同意します。

| | | | | |
|--------------------------|--|------------|----|-----|
| 1 乗車券購入年月日 | 年 月 日 | | | |
| 2 親子列車旅行実施期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | | | |
| 3 旅 行 先 | | | | |
| 4 利 用 区 間 | 行き (若狭本郷・小浜) 駅→ () 駅 帰り () 駅→ (若狭本郷・小浜) 駅 | | | |
| 5 親子旅行参加者 | 氏 名 | 年齢 | 続柄 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 6 乗車券購入費 (特急券・指定席等含む) | 円 | | | |
| 7 助成金申請額 | 円 | | | |
| 8 助成金振込先 | 銀行・信 金 支店 農 協・福井県信連 支所 | | | |
| | 普通・当座 | 口 座 番 号 | | |
| | フリガナ 口座名義人 | | | |
| J R 証明欄 | 下記のとおり販売したことを証明します。 年 月 日 販売金額 _____ 円 発行者名 J R 若狭本郷駅 ④ | | | |

- 下記の書類を必ず添付し、親子列車旅行実施後 20 日以内におおい町役場担当課へご提出ください。
 - ・旅行日及び旅行先と、「5 親子旅行参加者」に記載されている参加者全員が旅行したことを確認できるもの（旅行先での写真・レシートのコピー等）
 - ・助成金振込先の金融機関、口座番号、口座名義が確認できる通帳等のコピー
- 申請書の J R 証明欄の確認印は、1 回限りとします。証明済みの申請書の再発行は行いません。
- 旅行の変更、中止等により切符の払い戻し等を受けた場合は、原則として助成対象となりません。
- 申請は、世帯単位で 1 年度につき 1 回のみとします。
- 不明な点は、おおい町役場担当課（Tel 77-1111）へお問い合わせください。

様式第2号（第6条関係）

おおい 第 号
年 月 日

様

おおい町長

おおい町 J R 小浜線利用促進親子列車旅行助成事業
助成金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったおおい町 J R 小浜線利用促進親子旅行
助成金については、下記のとおり交付・不交付することに決定したので、おおい町 J R
小浜線利用促進親子列車旅行助成事業助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- | | | |
|-----------|---------------------------|---|
| 1 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 助成金支払方法 | 助成金交付申請書兼助成金請求書に記載の口座に振込み | |
| 4 不交付の理由 | | |

様式第3号（第8条関係）

おおい 第 号
年 月 日

様

おおい町長

おおい町 J R 小浜線利用促進親子列車旅行助成事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付けおおい 第 号で交付決定をしたおおい町 J R 小浜線利用促進親子旅行助成金について、おおい町 J R 小浜線利用促進親子列車旅行助成事業助成金交付要綱第8条の規定により下記のとおり取り消したので通知します。（なお、別添納付書により納期限までに助成金を返還願います。）

記

- | | | |
|--------------|---|---|
| 1. 交 付 決 定 額 | 金 | 円 |
| 2. 交 付 済 み 額 | 金 | 円 |
| 3. 取 消 事 由 | | |